

仕様書

| | |
|------|--|
| 件名 | 帳票「299 被保険者記録照会回答票」 |
| 紙質 | 上質紙 A判 44.5 kg ※ グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合は除く）。 |
| 用紙地色 | 白色 |
| 刷色 | 1枚目 両面刷：表1色（墨）、裏1色（墨） 2枚目 片面刷：1色（墨） |
| サイズ | A4（縦297mm×横210mm） |
| 製本 | なし |
| 梱包 | 1セット2枚で50セットごとに帯封し、帯封をした後にクラフト紙で梱包すること。1セットとする際、2枚をのり付けしない（単票とする）こと。 ※ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※ 使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※ 梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を1梱包とすること。 |
| 数量 | 別紙「月別納品数量内訳」のとおり |
| 納期 | 別紙「月別納品数量内訳」のとおり |
| 納入場所 | 日本年金機構が指定する場所（首都圏1か所） |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・ 正式な原稿は、業者決定後5営業日以内に電子媒体又は紙媒体で提供する。 ・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・ 契約期間内において原稿の変更があり得る。なお、変更がある場合は、納期の2か月前までに日本年金機構会計・資産管理部管財Gから連絡する。 ・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・ 帳票等の右下隅に、次の①から④の事項を番号化した14ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） |

| | |
|------|---|
| | <p>① 作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ② 担当部署番号（4ケタ） ③ 通番（3ケタ） ④ 299</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校正原稿は、校正紙2枚と併せて文字をテキストデータとして識別できるPDFファイル形式も納品すること。 ・ 校了後、印字テスト（印字位置の確認）を行うため、透かし確認ができるようにポジフィルム等へ印刷したものの2枚及びサンプル品100セットを下記校正担当まで提出し、テストを受け、合格した後に製造すること。なお、テストには1か月程度を要する。 ・ 初回納品時及び原稿の変更時に、製品サンプル10セットを下記校正担当及び日本年金機構会計・資産管理部管財Gに納品すること。また、印刷用版下データも日本年金機構が指定する電子媒体等で納品すること。 ・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・ 仕様書等に関し質問がある場合、令和8年6月9日（火）16時00分までに「質問書」（任意様式）により、下記校正担当宛てに提出すること（FAXの場合、送信後、電話により到着確認を行うこと）。回答については、令和8年6月12日（金）18時00分までに行う予定。 |
| 校正担当 | 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1100（内線3524）担当：森永・近藤・鈴木 FAX番号：03-5344-1187 |

被保険者記録照会回答票

〒

⑮ 年 月 日現在の加入記録です。

生 年 月 日 年 月 日

様 性 別

基礎年金番号

年金手帳記号番号
国民年金

厚生年金保険

船員保険

| 加入 制度 | ① お勤め先の名称または共済組合名等 | | | | | | | | | ② 資格取得年月日 | | | ③ 資格喪失年月日 | | ④ 加入月数 |
|---------------|--------------------|--------------|--------|--------------|--------------|------------------|--------------|---|--------------|---|------|--------|-----------|---------------------------|--------|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 国民年金 | | | | | | | | | | ⑥ 厚生年金保険（一般） | | ⑦ 船員保険 | | ⑧ 年金加入 期間合計 (⑤+⑥+⑦) | |
| 納付済月数 | 全額免除月数 | 4分の3 免除月数 | 半額免除月数 | 4分の1 免除月数 | 学生納付 特例月数 | 納付猶予月数 | 産前産後 免除月数 | 計 | 加入月数 (基金) | 加入期間 (基金) | 加入月数 | 加入期間 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑨ 国民年金の対象月数 → | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑩ 共済組合等加入月数 | | ⑪ 任意加入未納月数 | | ⑫ 特定期間月数 | | ⑬ 合計期間 (⑧+⑩+⑪+⑫) | | | | 注：「⑩共済組合等加入月数」は、共済組合等から日本年金機構に登録されている加入月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑭ 備考 | | | | | | | | | | | | | | | |

被保険者記録照会回答票の見方

1 「①お勤め先の名称または共済組合名等」欄について

(1) 「任意継続」

厚生年金保険被保険者期間のうち、次の期間を表します。

- ① 第4種被保険者……………任意継続被保険者
- ② 船員任意継続被保険者……………船員であった人の任意継続被保険者

(2) 「共済組合に移管済」

厚生年金保険に加入されていた方が、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合や農林漁業団体職員共済組合等が設立されたこと等により、これらの共済組合の組合員となることから、それまでの厚生年金保険の被保険者期間は共済組合の組合員期間となります。

よって、「共済組合に移管済」の期間は被保険者期間となりません。

(3) 「厚生年金基金加入期間」

厚生年金基金に加入されていた期間を()内に再掲しています。

2 「②資格取得年月日」および「③資格喪失年月日」欄について

共済制度で、月単位で記録を管理している場合は、日付は0と表示しています。

3 「④加入月数」欄について

「*」印がある月数については、同じ時期に2つ以上の事業所に勤務していた期間がある場合に表示されます。

この場合、期間が重複しないよう整理したうえ、月数を表示しています。

国民年金の保険料納付は昭和36年4月から開始されていますので、昭和35年10月から昭和36年3月までの期間は、④の加入月数には算入されません。

4 「⑤国民年金」欄について

(1) 「納付済月数」欄について

保険料納付済期間のうち、前納期間については納付月の全て、第3号被保険者期間については表面右上⑮欄の年月日の属する年度の末日までの期間を合計して表示しています。

(免除期間、学生納付特例期間および納付猶予期間のうち保険料を追納した期間を含む。)

(2) 「全額免除月数」欄について

⑮欄の作成年月日の前月までの保険料全額免除期間の合計を表示しています。

(3) 「4分の3免除月数」欄、「半額免除月数」欄、「4分の1免除月数」欄について

保険料4分の3免除期間、保険料半額免除期間および4分の1免除期間(それぞれ前納期間を含む。)の合計を表示しています。

4分の3免除月数……………4分の1納付済の月数のことをさします。

半額免除月数……………半額納付済の月数のことをさします。

4分の1免除月数……………4分の3納付済の月数のことをさします。

(4) 「学生納付特例月数」欄について

⑮欄の作成年月日の前月までの学生納付特例期間の合計を表示しています。

(5) 「納付猶予月数」欄について

⑮欄の作成年月日の前月までの納付猶予期間の合計を表示しています。

(6) 「産前産後免除月数」欄について

⑮欄の作成年月日の前月までの産前産後免除期間の合計を表示しています。

5 「⑥厚生年金保険(一般)」の「加入期間」欄について

厚生年金保険の第3種被保険者期間(坑内作業に従事する被保険者または船舶に使用される被保険者)の期間については、昭和61年3月までの期間は実期間の3分の4倍とし、昭和61年4月から平成3年3月までの期間は実期間の5分の6倍として換算しますので、その換算された月数を用いた被保険者期間を表示しています。

6 「⑧年金加入期間合計」欄について

⑧欄は、⑤欄の国民年金の「納付済月数」から「産前産後免除月数」までの合計、⑥欄の厚生年金保険(一般)の加入期間および⑦欄の船員保険の加入期間の合計を表示しています。

7 「⑨国民年金の対象月数」欄について

⑮欄の作成年月日の前月までの国民年金の加入期間(保険料未納期間を含む。)の合計を表示しています。

8 「⑩共済組合等加入月数」欄について

共済組合等から日本年金機構に情報提供されている加入月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。

9 「⑪任意加入未納月数」欄について

⑮欄の作成年月日の前月までの国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間の合計を表示しています。任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

10 「⑫特定期間月数」欄について

⑮欄の作成年月日の前月までの特定期間の合計を表示しています。特定期間の月数は、本来第1号被保険者である期間が第3号被保険者として管理されていたため届出をいただいた月数です。

11 「⑬合計期間」欄について

共済組合等加入月数を含めた年金加入期間の合計月数です。

12 「⑭備考」欄について

(1) 「脱退手当金」

この期間は被保険者期間となりません。

なお、大正15年4月2日以降に生まれた方は、昭和61年4月1日以前に脱退手当金を受けた期間のうち、昭和36年4月以降の期間は、昭和61年4月以降に国民年金の保険料納付済期間または保険料免除期間を有する場合に、老齢基礎年金の受給資格の合算対象期間となります。

(2) 「外国人脱退一時金」

この期間は被保険者期間となりません。

被保険者記録照会回答票

〒

⑮ 年 月 日現在の加入記録です。

生 年 月 日 年 月 日

様 性 別

基礎年金番号

年金手帳記号番号
国民年金

厚生年金保険

船員保険

| 加入制度 | ① お勤め先の名称または共済組合名等 | | | | | | | | | ② 資格取得年月日 | | | ③ 資格喪失年月日 | | ④ 加入月数 |
|---------------|--------------------|--------------|--------|--------------|--------------|------------------|--------------|---|--|---|--------------|------|-----------|--|-----------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 国民年金 | | | | | | | | | | | ⑥ 厚生年金保険（一般） | | ⑦ 船員保険 | | ⑧ 年金加入期間合計 (⑤+⑥+⑦) |
| 納付済月数 | 全額免除月数 | 4分の3 免除月数 | 半額免除月数 | 4分の1 免除月数 | 学生納付 特例月数 | 納付猶予月数 | 産前産後 免除月数 | 計 | | 加入月数 (基金) | 加入期間 (基金) | 加入月数 | 加入期間 | | |
| ⑨ 国民年金の対象月数 → | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑩ 共済組合等加入月数 | | ⑪ 任意加入未納月数 | | ⑫ 特定期間月数 | | ⑬ 合計期間 (⑧+⑩+⑪+⑫) | | | | 注：「⑩共済組合等加入月数」は、共済組合等から日本年金機構に登録されている加入月数です。平成8年以前に退職した共済組合等の加入月数は、情報提供されていない場合があります。 | | | | | |
| ⑭ 備考 | | | | | | | | | | | | | | | |

月別納品数量内訳

物品番号 299

単位： 帯（50セット/帯）

| 納入期限予定日及び各期ごとの予定数量 | | | | | |
|--------------------|-------------|-------------|-----------|------------|------------|
| 2026年10月9日 | 2026年11月10日 | 2026年12月10日 | 2027年1月8日 | 2027年2月10日 | 2027年3月10日 |
| 11月使用分 | 12月使用分 | 1月使用分 | 2月使用分 | 3月使用分 | 4月使用分 |
| 2,039 | 1,992 | 1,943 | 2,167 | 2,074 | 2,020 |

| 納入期限予定日及び各期ごとの予定数量 | | | | | | |
|--------------------|------------|------------|-----------|------------|------------|--------------------------------|
| 2027年4月9日 | 2027年5月10日 | 2027年6月10日 | 2027年7月9日 | 2027年8月10日 | 2027年9月10日 | 2026年10月納品 ～2027年9月納品 合計 |
| 5月使用分 | 6月使用分 | 7月使用分 | 8月使用分 | 9月使用分 | 10月使用分 | |
| 1,872 | 2,293 | 2,078 | 1,908 | 2,097 | 1,832 | 24,315 |

○各期毎の予定数量（0の場合も含む）は増減することがある。

○確定数量の連絡は会計・資産管理部管財Gから納入期限の30日前までに行う。（数量変更がない場合も連絡を行う。）

○上記合計に0.9を乗じて端数を切り捨てた数量を最低作成数量とする。

○原稿の変更があった場合は、予定数量よりも大幅な数量増の可能性があるので留意すること。